

福島県林地開発許可制度事務処理要領

昭和50年 4月 1日 50農計第98号
最終改正 令和 8年 5月1日 8森 第395号

(趣旨)

第1 この要領は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）の許可（以下「許可」という。）に関する事務の処理について、福島県林地開発許可制度実施要綱（昭和50年4月1日付け50農計第98号農地林務部長通知。以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(事務分掌)

- 第2 福島県農林水産部森林保全課（以下「本庁」という。）及び福島県農林事務所（以下「公所」という。）における事務は別記（1）「事務分掌表」による。
- 2 開発行為の申請区域が2以上の公所の管轄地にわたる場合の事務の所掌は、当該開発行為に係る森林面積の最も大きい区域を管轄する福島県農林事務所長（以下「所長」という。）とする。
- 3 前項の規定により事務を処理することとなった所長は、関係所長と十分に連携をとりながら、当該事務を処理するものとする。
- 4 福島県事務決裁規程（昭和44年3月20日福島県訓令第2号）第5条第1項第2号の規定により福島県農林事務所森林林業部長の特定専決事項とされる「10ヘクタール未満の林地開発行為の区域」は「開発行為に係る森林の区域」とする。

(申請書等の添付書類の省略)

- 第3 福島県森林法施行細則（平成12年福島県規則第106号。以下「細則」という。）第2条第3項ただし書きにおいて定める「開発行為に関する計画書」の内容を一部省略できる場合及び要綱第3条第1項並びに要綱第6条第2項ただし書きにおいて申請書又は届出書の添付書類を一部省略できる場合とは、次に掲げるとおりとする。
- (1) 自己が所有する林地について農林業の経営を目的として開発行為をしようとする場合。
- (2) その他、開発行為の目的、態様、規模等から判断して、所長が指示する場合。ただし、第2の規定において本庁の事務分掌とされている許可処分（以下「本庁許可処分」という。）に関して一部省略を指示する場合は、福島県農林水産部長（以下「部長」という。）に協議するものとする。

(形式審査及び事前指導)

第4 所長は、法第10条の2第1項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）から、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）第4条及び要綱第3条に規定する申請書及び添付図書（別記（2）申請書類一覧表。以下「申請書類」という。）の提出がなされたときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条の規定に基づき遅滞なく審査を開始するものとする。

なお、申請書類の不備等形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に対し相

当の期間を定めて当該申請の補正を求め、補正により治癒されないと認められるときは原則として当該申請を却下するものとする。

- 2 申請までの事前の指導については、事前審査の要点チェック表（様式第1号）及び別記（3）「林地開発許可申請の受理における留意事項」によるものとする。

（河川管理者との協議）

- 第5 所長は、法第10条の2第2項第1号の2に係る要件について、必要に応じて河川管理者と協議するものとする。

（関係市町村長等の意見の聴取）

- 第6 所長は、受理した申請書類に基づき、次に掲げる関係者に対し、申請書の写及び必要図書を添え、林地開発許可申請に関する意見書（様式第2-1号）により当該開発行為に係る意見を求めるものとする。

- (1) 関係する市町村長
- (2) その他必要と認められる利害関係者

（協定締結の要請）

- 第7 所長は、申請書類及び第6により徴した意見書等の内容を検討した結果、住民の福祉の増進及び環境の保全を図るうえにおいて必要と認めるときは、申請者に対し、所要事項についての開発行為に関する協定を、関係市町村長との間で締結すべき旨を要請するものとする。

（申請書類の副申）

- 第8 所長は、本庁許可処分に係るものについて申請書類が適正に整備されていると認めるときは、申請書類（正本）に次に掲げる書類を添えて、部長に副申するものとする。

- (1) 林地開発許可申請に関する意見書（様式第2-2号）
- (2) 林地開発許可申請に関する調書（様式第3号）
- (3) 関係市町村長等から徴した意見書の写
- (4) 事前審査の要点チェック表（様式第1号）

（要件審査）

- 第9 部長又は所長は、第4の審査に適合した申請書類について、その内容が法第10条の2第2項各号の基準に適合するか否かを、福島県林地開発許可制度運用基準（平成12年4月1日付け12森土第133号農林水産部長通達）及び「宅地造成等開発行為に伴う防災対策の取扱い要綱」（昭和51年5月25日付け51農計第151号、51都第320号農地林務部長・土木部長通達）により審査するものとする。なお、審査にあたっては、原則として現地調査を実施するものとする。

- 2 部長又は所長は、審査の経緯を処理経過記録簿（様式第4号）、林地開発許可審査表（様式第5号）に記録し、審査の結果を林地開発許可審査結果表（様式第6号）にとりまとめるものとする。

なお、処理経過記録簿を作成したときは速やかに部内又は所内で情報を共有するものとする。

また、林地開発関係事務処理状況表（参考様式1）により事務の進捗状況等の管理を行うものとする。

- 3 所長は、地域森林計画において林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林及び市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域（法第5条第2項第6号に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。）内に存する森林における開発行為を審査する場合は、森林法第10条の2第2項各号に掲げる機能の発揮の観点からも、当該森林に期待される機能に応じ、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要な対策が措置されていることを確認するものとし、加えて、特に専門的判断を必要とする審査事項等があるときは、適宜、部長に協議するものとする。
- 4 部長は、特に専門的判断を必要とする審査事項については、学識経験者に調査を依頼し判断するものとする。

（関係機関との調整）

- 第10 所長は、申請書類を審査して、土地利用対策上の観点から調整することが必要であると判断される場合には、適宜部長に協議するものとする。
- 2 部長は、特に必要と認めるときは「福島県土地利用調整会議」に諮るものとする。
- 3 部長又は所長は、許可申請に係る開発行為が他の制度による許認可を必要とする場合は、当該関係機関との連絡を密にし調整を図るものとする。

（森林審議会の意見の聴取及び報告）

- 第11 部長は、開発行為に係る森林面積が10ヘクタール以上の開発行為の許可をしようとするときは、あらかじめ森林審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 部長は、所長が第2の規定に基づき公所の事務分掌とされている許可処分（以下、「公所許可処分」という。）を行ったものについて、森林審議会に報告するものとする。

（許可等の決定）

- 第12 部長又は所長は、第9の審査結果に基づき処分の内容を決定し、決定後、遅滞なく申請者に指令（様式第7号又は様式第8号）するものとする。なお、本庁許可処分に係る指令は、所長を経由して行うものとする。
- 2 部長は、本庁許可処分に係る指令にあたっては、次に掲げる書類を所長に送付するものとする。
 - (1) 林地開発許可審査結果表（様式第6号）の写
- 3 所長は、第1項の処分の内容について、第6に基づき意見を聴取した関係市町村長等に対し、当該指令書の写及び位置図を添付して通知するものとする。
- 4 部長は、本庁許可処分をしたとき及び公所許可処分に関して第13の報告を受けたときは、福島県公安委員会に対し、許可した旨を通知（様式第10号）するものとする。

（公所許可処分に係る報告）

- 第13 所長は、公所許可処分を行ったときは、許可指令書の写に次に掲げる書類を添えて、部長に報告するものとする。
 - (1) 林地開発許可申請に関する調書（様式第3号）の写
 - (2) 林地開発許可審査結果表（様式第6号）の写
 - (3) 申請書類関係（林地開発許可申請書の写、計画説明書、位置図、利用計画図、区域図）

(履行管理)

- 第14 所長は、要綱第4条の規定による林地開発行為着手届出書の提出を受けたときは、原則として、現地調査を実施し、要綱第5条の規定による林地開発許可標識が適切に設置されているか確認するものとする。
- 2 所長は、要綱第4条の規定による林地開発行為施行状況報告書の提出を受けたときは、併せて、現地調査を実施し、開発行為の施行状況の把握に努めるものとする。
- 3 所長は、要綱第7条の規定による林地開発行為一時中止届出書及び林地開発行為廃止届出書の提出を受けたときは、原則として現地調査を実施し、必要な措置がとられているか確認するものとする。
- 4 所長は、要綱第8条の規定による災害発生届出書の提出を受けたときは、速やかに現地調査を実施し、必要な措置がとられているか確認するものとする。
- 5 部長又は所長は、前各項の規定にかかわらず、適宜、現地調査を実施し、開発行為の履行管理に努めるものとする。
- 6 部長又は所長は、前各項の調査の結果、開発行為に適正を欠いていると認められたときは、その是正措置を指導するものとする。
- 7 所長は、前項の指導にあたっては、必要に応じ、部長に協議するものとする。
- 8 所長は、要綱第4条（林地開発行為着手届出書）、要綱第6条（林地開発行為地位承継届出書）、第7条（林地開発行為一時中止（再開・廃止）届出書）及び第8条（災害発生届出書）の規定による届出書の提出を受けたときは、その写しを添付して速やかに部長に報告するものとする。
- なお、要綱第6条（林地開発行為地位承継届出書）及び第7条（林地開発行為廃止届出書）の届出書にあっては、第6の規定に基づき意見を聴取した関係市町村長等に対しても同様に通知するものとする。

(変更許可等)

- 第15 要綱第9条第1項の規定による林地開発計画変更許可申請書に関する事務の取扱いは、次の定めによるほか第3から第12の規定を準用するものとする。
- (1) 所長は、第6の関係市町村長等の意見については、次の場合に限り聴取するものとする。
- ア 開発行為の目的を変更する場合
 - イ 開発行為に係る森林面積が1ヘクタールを超え、かつ、20パーセントを超えて増加する場合
 - ウ 開発行為に係る森林面積が5ヘクタールを超えて増加する場合
 - エ 新たに水害防止施設の設置が必要となった場合
 - オ その他、特に必要と認められる場合
- (2) 部長は、第11第1項の森林審議会の意見については、次の場合に限り聴取するものとする。
- ア 開発行為に係る森林面積が10ヘクタール以上の増加を伴う場合
 - イ 開発行為に係る森林面積が10ヘクタール以上で、開発行為の目的を変更する場合
- (3) 部長又は所長は、開発行為の計画の変更の許可（以下「変更許可」という。）は指令書（様式第11号）により行うものとする。
- 2 所長は、要綱第9条第2項の規定による林地開発計画変更届出書（以下「変更届出」という。）の提出を受けたときは、必要に応じ調査を行い、形式上の要件に適合していること及び内容が真性かつ第9の審査基準に違反しないものであることを確認するものとする。
- なお、形式及び内容に適正を欠くものがあると認められる場合は、訂正又は追補完の措置をとる

ものとする。

3 所長は、第2の規定において公所の事務分掌とされている変更許可処分を行ったとき及び前項の変更届出の処理を行ったときは、その処理結果について、林地開発計画変更報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添付して部長に報告するものとする。

(1) 変更許可の場合

- ア 林地開発計画変更許可指令書（様式第11号）の写
- イ 林地開発変更許可申請に関する調書（様式第13号）の写
- ウ 林地開発許可審査結果表（様式第6号）の写
- エ 林地開発計画変更許可申請書（要綱様式第8号）の写
- オ 計画説明書
- カ 変更該当部分の利用計画図（土地利用計画の変更を伴う場合）

(2) 変更届出の場合

- ア 林地開発計画変更届出書（要綱様式第9号）の写
- イ 計画説明書
- ウ 変更該当部分の利用計画図（土地利用計画の変更を伴う場合）

（開発行為の完了確認）

第16 所長は、要綱第10条の規定による林地開発行為完了届出書の提出を受けたときは、あらかじめ林地開発行為完了確認調査実施通知書（様式第14号）により通知のうえ、遅滞なく確認調査を実施するものとする。

2 前項の確認調査は、別記(4)「確認調査の方法」によるものとし、その結果に基づき林地開発行為完了確認調書（様式第15号）を作成するものとする。

3 所長は、第1項の確認調査の結果、開発行為に適正を欠いていると認められたときは、速やかに手直し工事を指示（様式第16号）するものとする。

4 所長は、手直し工事が完了したときは、手直し工事完了届出書（様式第17号）の提出を求め、再度、第1項から第3項の規定に準じて確認調査を実施するものとする。

5 所長は、第1項の確認調査の結果、適正と認められたときは、確認調査の結果を通知（様式第18号）するとともに、完了確認調査結果報告書（様式第19号）に次に掲げる書類を添付して、部長に報告するものとする。

(1) 林地開発完了届出又は手直し工事完了届出書の写

(2) 林地開発行為完了確認調書（様式第15号）の写

(3) 完成後の土地利用計画図

(4) 完了確認後に手直し工事を指示した場合にあっては、手直し工事指示通知書の写

6 所長は、開発行為の完了を確認したときは、第6の規定に基づき意見を聴取した関係市町村長等に対し、前項の完了確認調査結果通知書（様式第18号）の写しを添付して、通知するものとする。

ただし、要綱第10条第1項の規定による部分完了確認にあってはこの限りでない。

（施行状況報告及び定期報告）

第17 所長は第14第2項の規定による林地開発行為施行状況報告書について、林地開発行為施行状況報告整理表（様式第20号）によりとりまとめ、毎年12月10日までに部長に報告するものとする。

2 林地開発許可事務等の統計の用に供する定期報告については、別途、定めるところによるものとする。

(管理及び保存)

第18 部長及び所長は、ふくしま森林クラウドシステムに許可した位置情報及び林地開発許可台帳(様式第9号)を登録とともに、開発行為が完結に至るまでの処理経過を明確にするため、次に掲げる簿冊を整備保存するものとする。

- (1) 林地開発許可管理簿(様式第21号)
- (2) 林地開発計画変更(許可、届出)整理簿(様式第22号)
- (3) 林地開発行為一時中止(再開・廃止)届整理簿(様式第23号)
- (4) 林地開発行為完了届整理簿(様式第24号)
- (5) 処理経過記録簿(様式第4号)、林地開発許可審査表(様式第5号)、林地開発許可審査結果表(様式第6号)
- (6) 申請書類

※位置情報とは、ふくしま森林クラウドシステム「林地開発」レイヤの以下属性データ

- ・基本情報(台帳番号、事業者名、開発地住所)
- ・開発情報(開発目的、許可年月日・指令番号、許可面積、進捗状況等)
- ・添付ファイル(林地開発許可台帳(様式第9号)、土地利用計画図等)
- ・図形データ(事業区域)

2 前項の簿冊及び申請書類の保存期間は、次に掲げるとおりとする。

- | | | |
|--|---|--------------------|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 林地開発許可管理簿(2) 林地開発計画変更(許可、届出)整理簿(3) 林地開発許可台帳(クラウドシステムデータ)(4) 林地開発行為一時中止(再開・廃止)届整理簿(5) 林地開発行為完了届整理簿(6) 林地開発許可位置図(クラウドシステムデータ) | } | 永年保存 |
| <ol style="list-style-type: none">(7) 処理経過記録簿、林地開発許可審査表(8) 申請書類 | } | 工事完了年度の翌年度から起算して5年 |

(標準処理期間)

第19 部長及び所長は、許可事務の処理に当たり迅速、適正、かつ円滑な執行に努めるものとする。

2 標準処理期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域森林計画対象民有林の開発行為に係る面積が10ヘクタール以上 75日
- (2) 地域森林計画対象民有林の開発行為に係る面積が10ヘクタール未満 55日

3 前項の日数には、次に掲げる日数は含まないものとする。

- (1) 申請の文書の不備その他の理由により申請の文書の補正等に要する日数
- (2) 次に掲げる県民の休日
 - ア 日曜日及び土曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - ウ 12月29日から1月3日までの間(ア及びイに掲げる日を除く。)

4 要綱第9条に規定する計画変更の許可申請に関する事務の処理については、前各項を準用するも

のとする。

(ふくしま森林クラウドシステム)

第20 所長は、第13、第14第8項、第15第3項及び第16第5項の報告を行うとき、ふくしま森林クラウドにその報告内容を入力するものとする。

また、部長は第12第2項及び第15第1項に基づき所長へ書類を送付するとき、ふくしま森林クラウドにその許可処分の内容を入力するものとする。

(事務行程表)

第21 この要領に定める事務の行程は、別表1、2の定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、昭和50年4月1日付け50農計第98号により昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和51年5月22日付け51農計第121号により昭和51年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和52年2月14日付け52農計第45号により昭和52年2月14日から施行する。

附 則

この要領は、昭和53年4月1日付け53森保第10号により昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和53年12月6日付け53森保第562号により昭和54年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和60年1月19日付け60森保第20号により昭和60年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年10月7日付け4森保第387号により平成4年10月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年3月28日付け5森保第140号により平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年5月13日付け9森土第202号により平成9年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月10日付け10森土第142号により平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月22日付け10森土第170号により平成10年4月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年9月28日付け10森土第384号により平成10年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月3日付け12森土第134号により平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年3月1日付け14森土第38号により平成14年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年3月17日付け15森土第124号により平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年3月23日付け15森第1893号により平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年3月25日付け16森第1724号により平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年5月31日付け17森第475号により平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月30日付け20森第1995号により平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年11月16日付け21森第4579号により平成21年11月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年12月10日付け22森第2136号により平成22年12月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日付け23森第470号により平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日付け24森第2901号により平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月10日付け25森第2827号により平成26年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月30日付け27森第3802号により平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月26日付け28森第348号により平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月30日付け元森第3937号により令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月29日付け2森第3748号により令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月29日付け3森第3977号により令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月31日付け4森第4237号により令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月29日付け6森第3401号により令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月23日付け7森第1083号により令和7年6月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年5月1日付け8森第395号により令和8年5月1日から施行する。

事前審査の要点チェック表

申請者等名		最終チェック年月日	年	月	日
審査項目	審査内容と審査の要点		確認欄		
1 対象森林の区域の確認	「森林計画図」及び「森林簿」により5条森林の区域（面積）の把握が適切になされているか確認する。		適	不適	
2 レイアウト及び面積の確認	開発計画の残置森林率並びにその配置が基準に適合しているか、また、開発面積が合理的理由なく過大な開発行為となっていないか確認する。（「計画説明書」「土地利用計画図」）		適	不適	
3 一般的事項					
(1) 事業の確実性					
ア 計画内容の具体性	「開発行為に関する計画書」全体を通じて、許可を受けた後速やかに着手し、計画どおり完遂できる精度を持っているか確認する。		適	不適	
イ 権利関係					
事業区域内の土地の使用・収益に関する権利の確認	「土地登記事項証明書」、「契約書」等により土地の使用・収益に関する権利（所有権（相続を含む）、地上権、永小作権、留置権、不動産質権、賃借権等）の有無を確認する。		適	不適	
開発行為の施行の妨げとなる権利者の同意の取得の確認	事業区域内の土地に関して、開発行為者に対し自らの権利を主張しその侵害を排除しようとする者がある場合、その者からの「開発行為同意書」の取得の有無を確認する。（所有権、地上権、永小作権、地役権、入会権、先取特権、質権、抵当権、留置権、賃借権）		適	不適	該当なし
開発行為に係る公共施設の管理者の同意の取得していること又は協議を了していること（※土砂流出防止の観点含む）	開発区域内における既存の「公共施設管理者の同意書」の取得を確認する。		適	不適	該当なし
	取・排水に係る河川及びその他の「用排水施設に係る管理者の同意書」の取得を確認する。		適	不適	該当なし
	開発行為後移管される施設に関する「公共施設管理予定者との協議」を了していることを確認する。		適	不適	該当なし
その他関係者への配慮	開発行為を妨げる権利者に該当しないその他関係者（隣接土地所有者、周辺居住者、漁業権者）とは、開発許可とは別に協議、調整を図るよう指導する。太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為については、申請前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施するよう指導する。		(協議の状況)		
ウ 他法令の許認可の手続き状況	7「関係法令チェック表」により、必要な手続きがなされているか確認する。		適	不適	該当なし
エ 資力及び信用	法人の場合は、「登記事項証明書」「資金計画書」の他、「会社実績」等により、個人の場合は、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類により、開発行為が中断されることなく許可を受けた計画どおり適正に完遂させうる相当の資金力及び信用の有無を確認する。 特に、資金計画にあっては、事業収支計算書の防災費が過小計上されていないか、収入の部の金額の確保が確実であると判断できる資料（融資証明、残高証明等）が添付されているか確認する。		適	不適	

審査項目	審査内容 と 審査の要点	確認欄
(2) 必要最小限度の面積	「土地利用計画図」「計画説明書」等により、開発行為の規模（面積）の算定に当たっての根拠（他法令で面積の基準が示されている場合は、これを斟酌して決められたものである等）が明確であるか、合理的理由なく過大な開発行為の規模となっていないか確認する。	適 不適
(3) 全体計画との整合性	開発行為の計画の一部に関する許可の申請である場合には、全体計画との関連が「計画説明書」で明らかにされているか確認する。	適 不適 該当なし
(4) 一時利用後における事後措置	一時利用計画である場合には、一時利用後における原状回復等の事後措置が適切であるか確認する。（「一時利用計画概要書」）	適 不適 該当なし
(5) 周辺地域の森林施業に対する配慮	開発行為により道路が分断される場合には、付替道路の設置など、開発地の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないよう配慮されているか確認する。（「現況図」、「土地利用計画図」）	適 不適 該当なし
(6) 周辺地域の住民の生活及び産業活動への配慮	「計画説明書」により、周辺地域の住民の生活や産業活動に悪影響を及ぼすことのないよう適切な配慮がなされているか確認する。（必要に応じ、地元市町村との「環境保全に関する協定」を締結している等）	適 不適
(7) 残置又は造成する森林又は緑地の維持管理	「残置森林等保全計画概要書」により、将来にわたって善良に維持管理される計画となっているか確認する。具体的には、 ①原則としてその森林等につき権原を有していること ②市町村との維持管理協定を締結されている等管理計画が確立されていること ※ 「残置森林等保全計画概要書」と「計画説明書」の面積の整合性を確認する。	適 不適
4 災害・水害の防止	「防災施設等の設計図」、「法面の断面図（切盛図）」、「各種構造図」、「計算書」等により確認する。	
(1) 防災の基本方針	防災に関する基本方針が定められており、その内容が適切であるか確認する。	適 不適 該当なし
(2) 実施工程	防災工事が先行しているか、運土計画と整合性がとれているか検討する。	適 不適
(3) 土工量等		
ア 全体		
(ア) 総量	スキー場の滑走コースの切土量1,000m ³ /ha以下かゴルフ場の造成に係る切土量200万m ³ /18ホール以下か確認する。	適 不適 該当なし
(イ) 計算	原則として横断法による。切盛図とつきあわせて計算が正しいか確認する。	適 不適 該当なし
(ウ) 移動計画	運土計画は適切か、工程表との整合性を確認する。	適 不適 該当なし
(エ) 残土処理	処理方法は適切か、一時利用計画地として許可が必要でないか確認する。	適 不適 該当なし
(オ) その他		適 不適 該当なし

審査項目	審査内容と審査の要点	確認欄
イ 切土		
(ア) 法勾配	勾配は適切か確認する。	適 不適 該当なし
(イ) 小段の設置	5 m毎に幅0.5 m以上の小段があるか確認する。	適 不適 該当なし
(ウ) 法面排水	法面の排水計画はどうか、縦排水の計画はあるか確認する。	適 不適 該当なし
(エ) 法面緑化	緑化計画は適切か確認する。	適 不適 該当なし
(オ) 擁壁	擁壁が適切に設置されるか確認する。	適 不適 該当なし
(カ) その他		適 不適 該当なし
ウ 盛土		
(ア) 法勾配	勾配は適切か（1割5分より緩いか）確認する。	適 不適 該当なし
(イ) 小段の設置	5 m毎に1.0 m以上の小段があるか、全高1.5 m以下か、大盛土は安定計算がなされているか確認する。	適 不適 該当なし
(ウ) 法面排水	法面の排水計画はどうか、縦排水の計画はあるか確認する。	適 不適 該当なし
(エ) 法面緑化	緑化計画は適切か確認する。	適 不適 該当なし
(オ) 擁壁	擁壁が適切に設置されるか確認する。	適 不適 該当なし
(カ) のり枠	盛土法長が2.0 mを超える場合下部1/3に法枠、擁壁により保護されているか確認する。	適 不適 該当なし
(キ) 地盤	盛土施工箇所の地盤は強固か確認する。	適 不適 該当なし
(ク) 段切り	土工の際、段切りの計画はあるか確認する。	適 不適 該当なし
(ケ) 柵工等	開発部周辺で土が区域外にこぼれるおそれのあるところに柵工等の予防措置が講じられているか確認する。	適 不適 該当なし
(コ) 施工	一層の仕上がり厚は30 cm以下とし、その層毎に締め固めが行われる計画か確認する。必要に応じて地下排水施設の設置等の措置が講じられているか確認する。	適 不適 該当なし
(カ) その他		適 不適 該当なし
(4) 防災ダム		
ア 設置箇所	適切な設置箇所となっているか確認する。	適 不適 該当なし
イ 貯砂容量	貯砂容量は、施工中200 m ³ ～400 m ³ /ha（急傾斜地で地質が花崗岩の風化帯等で特に流出土砂量が多い地区は400～600 m ³ /ha）が確保できるか確認する。	適 不適 該当なし
ウ ダム一覧	必要に応じ、一覧表にとりまとめ願ひ、各容量、H、L、Vを確認する。	適 不適 該当なし
エ 将来計画	将来埋め殺しにするのか確認する。	適 不適 該当なし
オ その他		適 不適 該当なし

審査項目	審査内容と審査の要点	確認欄
(5) 擁壁		
ア 目的、配置	擁壁の設置目的に具体性はあるか、設置箇所は正しいか確認する。	適 不適 該当なし
イ 種類等	必要に応じ一覧表にとりまとめ願ひ、種類、延長等を確認する。	適 不適 該当なし
ウ 安定計算	重要な保全対象に近接する擁壁の安定計算がなされているか確認する。	適 不適 該当なし
エ その他		適 不適 該当なし
(6) 雨水排水計画		
ア 計画	開水路の計画となっているか、開水路でない場合その理由は明確であるか確認する。	適 不適 該当なし
イ 雨量強度	雨量強度は10年確率雨量強度以上であるか確認する。また、事業区域の外周部の場合は、区域外への流出防止のため、流末部の洪水調節地等の確率時間雨量と同等となっているか確認する。	適 不適 該当なし
ウ 到達時間	雨量強度に使用する到達時間は正しいか確認する。	適 不適 該当なし
エ 溜樹	溜樹の計画はあるか、そのピッチ、構造は適切か（足掛け金物はあるか：管理可能か）確認する。	適 不適 該当なし
オ 流速等	流速は3m/秒以下か、余裕高は2割以上等確保されているか、暗渠の流速1.5m以下か、径深は正しいか、粗度係数は正しいか確認する。	適 不適 該当なし
カ 流出係数	流出係数の算出は正しいか確認する。	適 不適 該当なし
キ 流末	流末の水処理は確実か確認する。	適 不適 該当なし
ク その他		適 不適 該当なし
(7) 暗渠		
ア 配置	配置は適切か確認する。	適 不適 該当なし
イ 構造	パイプの径は十分か、幹線300mm、枝線150mm以上の計画となっているか、流量計算によるか、材質はどうか確認する。	適 不適 該当なし
ウ 盛土部	大盛土内の暗渠はつぶれないか検討する。	適 不適 該当なし
エ その他		適 不適 該当なし

審査項目	審査内容 と 審査の要点	確認欄
(8) 洪水調節池等		
ア 設置の必要性	水害防止施設必要性検討表により検討する。	適 不適 該当なし
イ 容量		
(ア) 許容放流量	許容放流量の算出は正しいか、下流断面が30年確率雨量強度対応の断面以上になっているか確認する。	適 不適 該当なし
(イ) 調節容量	調節容量の算出は正しいか、雨量、到達時間を現地の標高等から確認する。	適 不適 該当なし
(ウ) 堆積土砂	堆積土砂の容量確保は正しいか確認する。	適 不適 該当なし
(エ) その他		適 不適 該当なし
ウ 構造		
(ア) ダム本体	フィルタイプダムの場合、土質は築堤に適しているか確認する。	適 不適 該当なし
(イ) 基礎	基礎は強固か、ボーリング調査は実施しているか確認する。	適 不適 該当なし
(ウ) 安定計算	堤体の安定計算は行っているか確認する。	適 不適 該当なし
(エ) 堤体幅等	堤体幅は4m以上か、法勾配は適切か確認する。	適 不適 該当なし
(オ) 緑化	法面緑化計画は適切か確認する。	適 不適 該当なし
(カ) 余盛り	余盛りの計画がなされているか確認する。	適 不適 該当なし
(キ) 水の流入	上流からの雨水排水、暗渠が流入するよう図示されているか、またその構造は強固であるか確認する。	適 不適 該当なし
(ク) 余水吐き (容量)	100年確率の1.44倍の計画になっているか	適 不適 該当なし
(導水路)	導水路の幅2.0m以上で0.6mの余裕があるか、接近流速は4.0m/sec以下となっているか確認する。	適 不適 該当なし
(減勢工)	減勢工の計算配置は適切か確認する。	適 不適 該当なし
(流末)	流末の水処理は適切か確認する。	適 不適 該当なし
(その他)		適 不適 該当なし
(ケ) 放流管 (スクリーン)	流入口周辺にちりよけスクリーンが設置されているか確認する。	適 不適 該当なし
(管径)	最小60cm、管長が50m以上のときは1m以上となっているか確認する。	適 不適 該当なし
(吸気管)	設置されるか確認する。	適 不適 該当なし
(基礎地盤)	強固であるか確認する。	適 不適 該当なし
(継手)	10m間隔程度ごとに設置されるか確認する。	適 不適 該当なし
(遮水壁)	10～15mの間隔で設置されるか確認する。	適 不適 該当なし
(オリフィス)	オリフィスの断面計算は適切か確認する。	適 不適 該当なし
(その他)		適 不適 該当なし
エ 管理	管理計画はあるのか、浚渫の計画がある場合はそれが管理計画に記載されているか確認する。	適 不適 該当なし
オ 1%チェック	河川管理者との協議を了しているか確認する。	適 不適 該当なし

審査項目	審査内容と審査の要点	確認欄	
(9) 進入路等			
	ア 構造	標準断面図等によりその規格（幅、勾配等）が適切であるか検討する。	適 不適 該当なし
	イ 擁壁	使用擁壁の構造が適切か確認する。	適 不適 該当なし
	ウ 緑化	緑化計画は適切か確認する。	適 不適 該当なし
(10) 飛砂、なだれ、落石等防止対策	飛砂、なだれ、落石のおそれのある場合の対策を講じているか確認する。	適 不適 該当なし	
5 水の確保	「水利用実態整理表」、「水利権者の同意書」、「用排水施設に係る管理者の同意書」により確認する。	適 不適 該当なし	
	(1) 水量確保対策	一次放流先の水利権者との協議、調整が図られているか同意書により確認する。（同意書がない場合、理由書が添付されているか確認する。）	適 不適 該当なし
		貯水池、導水路設置その他の措置を講じているか、講じられていない場合その理由が正当であるか、導水路等を設置する場合、取水する水源に係る河川管理者等の同意が得られているか確認する。	適 不適 該当なし
(2) 土砂流出による水質の悪化防止策	沈砂池の設置、森林の残置その他の措置を適切に講じているか確認する。	適 不適 該当なし	
6 環境の保全	「計画説明書」、「土地利用計画図」、「環境保全に関する協定書」により確認する。		
	(1) 残置森林等の配置	事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ、相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われる計画となっているか確認する。	適 不適
	(2) 周辺の植生の保全	騒音、粉じん、風害等に対し、適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成（複層林の造成等）が行われるか確認する。	適 不適 該当なし
(3) 景観の維持	景観の維持に著しい支障がある場合や、市街地・道路等からの景観を維持する必要がある場合に、適切な措置が講じられるか確認する。	適 不適 該当なし	
7 書式、添付図面	申請書の記載内容に不備がないか、必要な添付書類が漏れなく添付されているか確認する。		
	(1) 許可	別記(2)（要領第4関係）	適 不適
	(2) 連絡調整		適 不適
(メモ)			

区分	関係法令等	規制の概要	該当の有無	担当機関	手続状況
受理にあたって完了している必要があるもの	県大規模土地利用事前指導要綱	大規模な土地利用の事前指導	有 無	復興・総合計画課 地方振興局企画商工部 地域づくり・商工労政課	年 月 日届出 年 月 日結果通知
	県ゴルフ場開発指導要綱	ゴルフ場開発の事前協議	有 無	復興・総合計画課 地方振興局企画商工部 地域づくり・商工労政課	年 月 日届出 年 月 日結果通知
	国土利用計画法	一定面積以上の土地取引の手続	有 無	復興・総合計画課 地方振興局企画商工部 地域づくり・商工労政課 市町村	年 月 日届出
	県産業廃棄物処理指導要綱	産廃施設の設置の事前協議	有 無	産業廃棄物課 地方振興局県民環境部 (県民)環境課 福島市、郡山市、いわき市	年 月 日事前協議 年 月 日通知
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域からの除外	有 無	農業担い手課 農林事務所企画部 市町村	年 月 日事前協議 年 月 日変更決定広告
	県環境影響評価条例	環境影響評価の実施	有 無	生活環境部環境共生課	年 月 日準備書公告 年 月 日評価書公告
先行して許認がなされていかるとする手続	都市計画法(※)	開発許可	有 無	都市計画課 建設事務所総務部 市町村	年 月 日事前審査完了
	農地法(※)	農地転用の許可	有 無	農業担い手課 農林事務所企画部 市町村(農業委員会)	年 月 日事前審査完了
	採石法(※)	岩石採取計画の認可	有 無	企業立地課 地方振興局企画商工部 地域づくり・商工労政課 白河市産業部商工課	
	砂利採取法(※)	砂利採取計画の認可	有 無	農地管理課、河川計画課 農林事務所農村整備部 建設事務所総務部 土木事務所総務課 白河市産業部農林整備課	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(※)	産業廃棄物処理施設の設置許可	有 無	産業廃棄物課 地方振興局県民環境部 (県民)環境課 福島市、郡山市、いわき市	
	自然公園法	国立(国定)自然公園内の行為の許可等	有 無	自然保護課 地方振興局県民環境部	年 月 日申請・届出
	県立自然公園条例	県立自然公園内の行為の許可等	有 無	自然保護課 地方振興局県民環境部	年 月 日申請・届出
	県立自然環境保全条例	自然(緑地)環境保全地域内の行為の許可等	有 無	自然保護課 地方振興局県民環境部	年 月 日申請・届出
	森林法	保安林の指定の解除	有 無	森林保全課 農林事務所森林林業部 森林土木課	年 月 日申請 年 月 日予告告示

区分	関係法令等	規制の概要	該当の有無	担当機関	手続状況
	宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)	特定盛土等規制区域等における盛土行為に対する許可	有 無	都市計画課 建設事務所総務部 中核市	年 月 日申請 年 月 日許可
区分	関係法令等	規制の概要	該当の有無	担当機関	進捗状況
その他 並行して 手続きが なされる 必要の あるもの	国有財産法	法定外公共財産の使用許可等	有 無 (里道: 赤道、水路: 青道)	市町村	
	文化財保護法 (県文化財保護条例)	埋蔵文化財等の包蔵地発掘・発見の届出等	有 無	教育庁文化財課 市町村教育委員会	
	県景観条例	一定規模以上の開発行為における事前届出	有 無	地方振興局県民環境部	
	国有林野法	国有林の貸付、売り払い等	有 無	森林管理署	
	砂防法	砂防指定地内における行為の許可	有 無	河川計画課 建設事務所総務部行政課 土木事務所総務課	
	河川法	工事の承認、流水・土地の占用の許可	有 無	河川計画課 建設事務所総務部 土木事務所総務課	年 月 日許可・承認
	林業投資事業	治山事業 林道事業 造林事業 林構事業 その他	有 無 有 無 有 無 有 無		
	その他		有 無		
(メモ)					

様式第2-1号(要領第6関係)

許可申請
林地開発計画変更許可申請
に関する意見書

番 号
年 月 日

福島県知事

市町村長

年 月 日付けで照会のあった下記の林地開発行為について、森林法第10条の2第6項の規定に基づき、以下のとおり意見を提出します。

記

申請者の住所及び氏名	
開発行為に係る森林の所在場所	市 郡 町 大字 字 地番
開発行為の目的	
開発行為に関する意見	
1 当該開発行為により土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれに関する事項(森林法第10条の2第2項第1号関連)	
2 当該開発行為により水害を発生させるおそれに関する事項(森林法第10条の2第2項第1号の2関連)	
3 当該開発行為により水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項(森林法第10条の2第2項第2号関連)	
4 当該開発行為により環境を著しく悪化させるおそれに関する事項(森林法第10条の2第2項第3号関連)	

(注) 1. 必要に応じて参考資料を添付する。

2. 1~4以外の事項について意見がある場合には、意見の趣旨を明らかにして参考資料として添付する。

林地開発許可申請
計画変更許可申請に関する意見書

開発行為に係る 森林の所在場所		申 請 者	
開発行為の目的		住所及び氏名	
意 見			
年 月 日			
農 林 事 務 所 長			

林地開発許可申請に関する調書

保安林、国有林等の有無 と手続き状況		有 無	事 務 手 続 き 等		
林業投資事業の有無と有る場合の事務手続き等	林業投資事業の種類	有 無			
	治山事業	計 画	有 無		
		既実施	有 無		
	林道事業	計 画	有 無		
		既実施	有 無		
	造林事業	計 画	有 無		
		既実施	有 無		
	林構事業	計 画	有 無		
		既実施	有 無		
	その他 ()	計 画	有 無		
		既実施	有 無		
	備 考				

(参考様式1)

林地開発関係事務処理状況表（連絡調整含む）

N O .	日 付	時 刻 (始)	時 刻 (終)	相 手 先 (企 業 名 等)	来 所 者 (コ ン サ ル 等)	申 請 、 相 談 内 容 (開 発 予 定 地)	処 理 期 限	処 理 状 況	記 録 簿	今 後 の 予 定	前 回 処 理 N O .

林地開発許可審査結果表

検 討 事 項		審 査 結 果	理 由 又 は 所 見	
I	1 公益的機能別施業森林区域	適 不適 該当なし		
II 一 般 的 事 項	1 事業の 確実性	計画の具体性	適 不適	
		権利関係	適 不適	
		他法令の進捗	適 不適	
		資力及び信用	適 不適	
	2 必要最小限度の面積	適 不適		
	3 全体計画との整合性	適 不適 該当なし		
	4 一時利用後の措置	適 不適 該当なし		
	5 周辺の森林施業への配慮	適 不適 該当なし		
6 周辺住民の生活・産業活動への配慮	適 不適 該当なし			
7 残置森林等の維持管理計画	適 不適 該当なし			
III 災 害 ・ 水 害 の 防 止	1 施行中の防災計画	適 不適		
	2 完成後の防災計画	適 不適		
	3 実施工程	適 不適		
	4 切土・ 盛土又は 捨土	工法	適 不適 該当なし	
		法面の勾配	適 不適 該当なし	
		法面の小段	適 不適 該当なし	
		法面の排水	適 不適 該当なし	
		法面の保護	適 不適 該当なし	
		捨土の位置	適 不適 該当なし	
	5 擁壁	設置の箇所	適 不適 該当なし	
		構造	適 不適 該当なし	
		計算の根拠	適 不適 該当なし	
	6 排水 施設	設置の箇所	適 不適 該当なし	
		構造	適 不適 該当なし	
計算の根拠		適 不適 該当なし		

検 討 事 項		状況又は審査結果	理 由 又 は 意 見		
Ⅲ 災 害 ・ 水 害 の 防 止	7 沈砂池	設置の箇所	適 不適 該当なし		
		構造	適 不適 該当なし		
		計算の根拠	適 不適 該当なし		
	8 洪水 調節池等	施設の必要性		有 無	
		工 事 中	設置の箇所	適 不適 該当なし	
			構造	適 不適 該当なし	
			計算の根拠	適 不適 該当なし	
		完 成 後	設置の箇所	適 不適 該当なし	
			構造	適 不適 該当なし	
			計算の根拠	適 不適 該当なし	
9 飛砂、落石、なだれ等の災害発生のおそれがある場合の施設	適 不適 該当なし				
Ⅳ 水 の 確 保	1 飲用水 かんがい 用水等の 水の確保	水源としての森林	有 無		
		水量確保の対策	適 不適 該当なし		
		貯水池、導水路等施設の構造	適 不適 該当なし		
	2 土砂の 流出によ る水質悪 化の防止	水利用の実態から見た対策の必要性	有 無		
		防止措置	適 不適 該当なし		
Ⅴ 環 境 の 保 全	1 環境の 保全	残置森林等の配置	適 不適 該当なし		
		森林率等	適 不適 該当なし		
		残置する森林の幅	適 不適 該当なし		
		周辺の植生の保全	適 不適 該当なし		
		景観維持の対策	適 不適 該当なし		
総 合		適 不適			

現地調査 年 月 日
職・氏名

書類審査
職・氏名

様式第7号（要領第12関係）

福島県指令 第 号

(住 所)
(令達先)
(氏 名)

年 月 日付で申請のあった林地開発行為については、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定に基づき、下記のとおり許可します。

年 月 日

福島県知事 印

記

1 許可内容

開 発 行 為 の 場 所	開発行為の目的	開発行為に係る森林面積
		ヘクタール

2 許可条件

次に掲げる条件に従って開発行為（森林法第10条の2第4項の「森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設」の設置を含む。）が行われな場合は、この許可を取り消すことがある。

- (1) 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- (2) 福島県の職員が開発行為の施行状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (3) 開発行為に着手したときは、遅滞なく、林地開発行為着手届出書（要綱様式第2号）を知事に提出すること。

(4) 開発行為の期間中、開発対象区域に通じる主要な道路の付近で、かつ許可にかかる工事現場の見やすい場所に、林地開発許可標識（要綱様式第4号）を掲示すること。

(5) 森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設として次に掲げる施設※1を計画書の内容のとおり先行設置することとし、当該施設の設置が完了するまでの間は、次に掲げる開発行為※2に着手しないこと。なお、当該施設の設置が完了した場合は、速やかに林地開発行為完了届出書（要綱様式第10号）を知事に提出し、部分完了確認を受けること。

- ※1 具体的な施設（擁壁、排水施設、えん堤、洪水調節池、貯水池、沈砂池等）及び必要に応じて（※3）その仕様（容量、強度、水の放出量など主要な仕様）を明記すること。ただし、仮設の施設であって許可申請時に仕様を確定できない場合は、当該施設の設置に着手する前にあらかじめ福島県の職員と協議して決めた仕様とすること。
- ※2 具体的な開発行為（土地造成、工作物の設置、土石等の採掘又は搬入等）を明記すること。
- ※3 下流域の水利用に伴い、一定量の流出量を求められている場合や、施設管理者・所有者等との協議により施設等の構造・規格を指定されている場合等に記載する。

(6) 開発行為の施行中における森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設の維持管理については、計画書に記載の維持管理方法に即して行うこと。

(7) 開発行為の状況に応じ、施行中埋設する工作物については視認できる期間中に確認を受けるとともに、施行状況については許可日から〇ヶ月ごとなど具体的な時期が分かるようにし定期報告を行うこと。

(8) 開発行為の施行中に開発事業区域内において災害が発生した場合には、直ちに土のうの設置、排水処理その他の適切な措置を講じるとともに、遅滞なく、災害発生届出書（要綱様式第7号）を知事に提出すること。

(9) 開発行為の計画を変更しようとするときは、あらかじめ林地開発計画変更許可申請書（要綱様式第8号）を知事に提出しその許可を得ること。なお、軽微な変更については事前に林地開発計画変更届出書（要綱様式第9号）を知事に提出すること。（重要な変更は別紙のとおり）

(10) 許可後完了するまでの間、毎年9月30日現在における林地開発行為の施行状況について、その翌月の15日までに知事に報告（要綱様式第3号）すること。

(11) 開発行為の完了前に相続、合併その他の理由により、開発行為の地位を承継した者は、遅滞なく、林地開発行為地位承継届出書（要綱様式第5号）を知事に提出すること。

(12) 開発行為を一時中止、再開又は廃止しようとするときは、あらかじめ林地開発行為一時中止（再開・廃止）届出書（要綱様式第6号）を知事に提出するほか、知事の指示に従い防災措置を講ずるとともに、福島県の職員が実施結果につき確認を行う場合には、これを拒否

しないこと。

(13) 開発行為を完了したときは、遅滞なく、林地開発行為完了届出書（要綱様式第10号）を知事に提出すること。また、福島県の職員が施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。

(14) 森林法第10条の3第1項に基づく監督処分等※を受けた場合は、申請者の氏名及び住所等について原則公表するものとする。（※中止指示であっても、事業者の責による道路、人家、田畑等への土砂流出等の被害を及ぼした場合に限り公表する。）

(15) 残置又は造成した森林については、将来にわたり保全又は形成に努めること。

（以上必須条件）

（教示）

この処分に不服があるときは、処分の通知を受けた日から3か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、福島県知事に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第2条に規定する審査請求をすることができます。

また、この処分については、処分の通知を受けた日から6か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、福島県（訴訟において福島県を代表する者は福島県知事となります。）を被告として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条に規定する処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、上記審査請求に代えて、処分の通知を受けた日から3か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に対し、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条第1号の規定により不服の裁定を申請することができます。また、この場合における訴えについては、同法第50条の規定により、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができます。

施行注意1) ① 以下の条件については、案件に応じて追加する。

② その他下記以外のもので付すべき条件がある場合は、付け加えるものとする。

- () 融資証明等開発行為に係る資力を証する書類を 年 月 日までに取得し提出すること。また、融資証明等開発行為に係る資力を証する書類の提出前に開発行為に着手しないこと。なお、融資証明等開発行為に係る資力を証する書類を提出できない場合は、自ら提出した確約書に従い林地開発行為廃止届出書（要綱様式第6号）を提出すること。
- () 防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類について、申請時に、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等を提出した場合、着手前に必要な書類を提出すること。
- () 林地開発許可申請時点で、許可後に締結することとしている協定等については、取得後速やかに、知事にその写しを提出すること。
- () 防災工事及び土木工事等本工事に着手する前に起工測量等（許可区域の縦横断測量、当該測量のための測量杭の設置、ベンチマーク及び引照点の設置等）を行い、実地測量が終了した結果申請内容に変更が生じる場合には、必要な手続きをとること。（大規模な開発で申請図書が航空測量等でなされている場合）
- () 開発行為の期間は、採石法（又は砂利採取法）の認可期間と同じとし、行為を継続する場合は(10)に基づき変更の手続きをとること。
- () 開発行為のうち処分場の造成工事が完了したときは、遅滞なく、林地開発行為完了届出書を知事に提出し、部分完了確認を得てから廃棄物の埋立に着手すること。
- () 土砂等の採取中に真砂土等採石法の適用を受けるもの、又は砂利採取法の認可を要するものを産出した場合は、これを目的物として採取するにはそれぞれの法令に基づく手続きが必要となるので、開発行為を一時中止し直ちに必要の手続きをとること。

【開発計画に造成緑地や造成森林がある場合】

- () 緑化（造成森林を含む）等の施工完了から1年経過した時点の植生状態を植被（活着）率等により成績判定を行うものとし、判定後は、遅滞なく、緑化等の施工完了日が分かる資料を添付の上、林地開発行為完了届出書（要綱様式第10号）を知事に提出し、部分完了確認を受けること。

また、上記部分完了確認を受けた日から1年経過後に定着状況の確認を行うものとし、確認後は、遅滞なく、林地開発行為完了届出書（要綱様式第10号）を知事に提出し、完了確認を受けること。

【緑化（造成森林を含む）等における2年間の経過観察に係る完了確認が本体工事完了後となる場合】

- () 緑化（造成森林を含む）等の経過観察を除くすべての開発行為が完了した場合は速やかに林地開発行為完了届出書（要綱様式第10号）を知事に提出し、部分完了確認を受けること。

[重要な変更]

- 一 開発行為の目的を変更する場合
- 二 開発行為に係る森林面積が20パーセントを超えて増加又は1ヘクタールを超えて増加する場合
- 三 切土・盛土等の変更
 - ア 盛土法長が20メートル以上又は切土法高が15メートル以上となる法面が新たに生じる場合
 - イ 採土又は捨土場所を他に移動又は追加する場合
- 四 防災施設の変更
 - ア 森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設（擁壁、排水施設、えん堤、洪水調節池、貯水池、沈砂池等、以下「許可条件に付した施設」という。）を廃止又は新設する場合
 - イ 許可条件に付した施設の断面又は容量等構造上の変更に伴い、安全度（安定計算、許容放流量等）について見直しが必要となる場合
 - ウ 許可条件に付した施設の工種を変更する場合
 - エ 許可条件に付した施設の排水系統の変更や水路の計画流量断面を減にする場合
 - オ 許可条件に施設の仕様（容量、強度、水の放出量など主要な仕様）を付している場合、その仕様に変更が生じる場合
- 五 着手又は完了時期の大幅な変更
 - ア 着手又は完成の時期が予定した工期に比較して1年を超えて遅れる場合
- 六 開発計画の工区区分を変更する場合
- 七 その他計画変更の内容が許可基準の定めに影響を及ぼすこととなる場合

[軽微な変更]

上記のいずれにも該当しない場合は変更届出とする

様式第8号（要領第12関係）

福島県指令 第 号

(住 所)
(令達先)
(氏 名)

年 月 日付けで申請のあった林地開発行為については、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定に基づき、下記の理由により許可できません。

年 月 日

福島県知事 印

記

1 許可できない内容

開 発 行 為 の 場 所	開発行為の目的	開発行為に係る森林面積
		ヘクタール

2 許可できない理由

(教示)

この処分に不服があるときは、処分の通知を受けた日から3か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、福島県知事に対して、行政不服審査法（昭和37年法律 第160号）第2条に規定する審査請求をすることができます。

また、この処分については、処分の通知を受けた日から6か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、福島県（訴訟において福島県を代表する者は福島県知事となります。）を被告として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条に規定する処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、上記審査請求に代えて、処分の通知を受けた日から3か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に対し、鉱業等に係る土地利用の調整手続に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条第1号の規定により不服の裁定を申請することができます。また、この場合における訴えについては、同法第50条の規定により、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができます。

林地開発許可台帳

整理番号 年度 番号

申請年月日		公所受理年月日		副申年月日		本庁受理年月日			
審議会答申年月日		許可指令番号		許可年月日		許可通知年月日	(本庁) (公所)		
申請者住所・氏名	☎			開発行為の場所					
開発の目的		許可面積	(ha)	予定工期	～	完了工期	～		
主要施設									
資金計画	(収入の部)			(支出の部)					
区域現況	区分	山林16年以上	山林15年以下	山林計	農地	宅地	官有地	その他	合計(ha)
	面積計								
	地況・林況等	(地況)				(林況)			
土地利用計画	地類	山				林		その他 (農地・宅地等)	合計
	利用区分	開発行為の面積(A) (ha)	残置する面積(B) (ha)	(B)/(C) (%)	計 (A)+(B)=(C) (ha)			(ha)	(ha)
森林率	残置森林 (16年以上)B1	残置森林 (15年以下)B2	造成森林 B3	残置緑地 B4	造成緑地 B5	残置森林率(B1)/(C)×100= % (森林率(B1+B2+B3)/(C)×100= %)			
	()	()	()	()	()	宅造の場合 森林率(B1+B2+B3+B4+B5)/(C)×100= %			
関係者の協同意見 森林審議会の意見				市町村長の意見 許可付帯条件	(案件に応じた条件、留意点は記入する)				
審査結果	災害の防止状況	水害の防止状況		水の確保状況		環境の保全状況			
監督処分状況									
備考	着手年月日	④			⑦				
	一時中止再開の期日	⑤			⑧				
	廃止の有無	⑥			⑨				
	変更許可届出の状況 その他を記入する				⑩				
完了確認調査	完了区分	部分 分割	部分 分割	部分 分割	部分 分割	全体	文書引継ケース番号		
	完了届受理年月日						-		
	確認調査年月日								
	確認調査者						※ 変更許可・届出毎に土地利用計画及び森林率を添付すること。		

<裏面>

位置図は廃止する

<留意事項>

1. ふくしま森林クラウドシステムに許可した位置情報及び林地開発許可台帳（様式第9号）を登録する。

※位置情報とは、ふくしま森林クラウドシステム「林地開発」レイヤの以下属性データ

- ・基本情報（台帳番号、事業者名、開発地住所）
- ・開発情報（開発目的、許可年月日・指令番号、許可面積、進捗状況 等）
- ・添付ファイル（林地開発許可台帳（様式第9号）、土地利用計画図 等）
- ・図形データ（事業区域）

2. 変更許可、変更届、完了届により林地開発許可台帳の記載に変更が生じる場合は、変更した林地開発許可台帳をふくしま森林クラウドシステムに登録する。

福島県公安委員会委員長 様

福島県知事

森林法第10条の2第1項に基づく行為を、下記のとおり許可したのでお知らせします。

記

開発行為者の住所、氏名（法人にあっては、名称又は代表者の氏名）及び連絡先	連絡先 (電話)
開 発 行 為 の 目 的	
開発行為に係る森林の所在場所、位置（平面図添付）	
計 画 の 概 要	
開発行為の着手、完了予定 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
取 付 け 道 路 の 状 況	
防災について配慮した事項 ・土砂流出防止措置 ・排水路等災害を未然に防止するために講じた措置	
そ の 他 事 項	

様式第11号 (要領第15関係)

福島県指令 第 号

(住 所)
(令達先)
(氏 名)

年 月 日付けで申請のあった林地開発行為の計画変更については、下記のとおり許可します。

年 月 日

福島県知事 印

記

1 許可内容

開 発 行 為 の 場 所	開 発 行 為 の 目 的	開 発 行 為 に 係 る 森 林 面 積
		ヘクタール

2 許可条件

(当初許可条件に同じ。)

(教示)

この処分に不服があるときは、処分の通知を受けた日から3か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、福島県知事に対して、行政不服審査法（昭和37年法律 第160号）第2条に規定する審査請求をすることができます。

また、この処分については、処分の通知を受けた日から6か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、福島県（訴訟において福島県を代表する者は福島県知事となります。）を被告として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条に規定する処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、上記審査請求に代えて、処分の通知を受けた日から3か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に対し、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条第1号の規定により不服の裁定を申請することができます。また、この場合における訴えについては、同法第50条の規定により、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができます。

農 林 水 産 部 長 様

農 林 事 務 所 長

林 地 開 発 計 画 変 更 報 告 書

森林法第10条の2に基づき許可した開発行為（ 年 月 日付け福島県指令第 号）の計画変更について下記のとおり処理したので、関係書類を添えて報告します。
記

1 申請者

住所 市 町 大字 字 番地
郡 村

氏名

- 2 開発行為に係る森林の所在場所
- 3 開発行為に係る森林の土地の面積
- 4 開発行為の目的
- 5 変更の内容

該 当 す る 変 更 区 分 ・ 内 容		申 請（届出）年月日	許 可（受理年月日）
区 分	主 な 変 更 内 容		
重要 軽微		年 月 日	年 月 日
工 期	変 更 前		
	変 更 後		
その他 特記すべき処理事項及び所見、他法令の状況			

(注) 該当する変更区分は重要か軽微のどちらかを丸で囲み、または主な変更内容欄にその内容を記入する。

林地開発変更許可申請に関する調書

保安林、国有林等の有無 と手続き状況		有 無	事 務 手 続 き 等		
林業投資事業の有無と有る場合の事務手続き等	林業投資事業の種類	有 無			
	治山事業	計 画	有 無	-----	
		既実施	有 無		
	林道事業	計 画	有 無	-----	
		既実施	有 無		
	造林事業	計 画	有 無	-----	
		既実施	有 無		
	林構事業	計 画	有 無	-----	
		既実施	有 無		
	その他 ()	計 画	有 無	-----	
		既実施	有 無		
	備 考				

様

福島県知事

林地開発行為完了確認調査実施通知書

下記により林地開発行為の完了確認調査を実施しますので立ち会ってください。

記

完 了 区 分	全体完了 部分完了（ ） 分割完了（ 工区） 手直し完了
確 認 調 査 年 月 日	
調 査 者 職 ・ 氏 名	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	市 町 大字 字 地番 郡 村
当 日 準 備 す る も の	計測器具、施工管理写真、出来型図、 施工管理・出来型管理書類等、資材伝票等

（事務担当 農林事務所森林林業部森林土木課 電話 ）

林地開発行為完了確認調書

開発許可年月日・番号	年 月 日付け福島県指令 第 号 （最終変更 年 月 日付け福島県指令 第 号）		
開発許可申請者の住所・氏名			
開発行為に係る森林の所在場所	市 郡	町 村	大字 字 地番
開発行為の目的			
事業実施及び（全体予定）期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
完了区分	全体完了 部分完了（ ） 分割完了（ 工区）		
面積 (ha)	区 分	最 終 許 可	最終（又は今回）出来高
	開 発 対 象 区 域		
	開発行為をしようとする森林		
	開発行為に係る森林		
着手年月日	年 月 日		
完了年月日	年 月 日		
完了届出年月日	年 月 日		
確認調査年月日	年 月 日		
立会人の職・氏名			
確認調査の所見			
上記のとおり確認調査しました。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">確認調査者 職・氏名</div> <div style="text-align: left; margin-left: 50px;">農林事務所長 様</div>			

様

福島県知事 印

手直し工事指示通知書

年 月 日に実施しました林地開発行為完了確認調査の結果、下記工事について手直しの必要があるので、速やかに実施してください。

なお、完了したときは遅滞なく手直し工事完了届書を提出してください。

記

開発行為に係る森林の所在場所		市 町 大字 字 地番 郡 村
開発行為の目的		
完了区分		全体完了 部分完了（ ） 分割完了（ 工区）
立会人の職・氏名		
手直し工事	手直し工事期間	
	手直しを要する事項	
備考		

（事務担当 農林事務所森林林業部森林土木課 電話 ）

手直し工事完了届出書

年 月 日

福島県知事

住 所
氏 名 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名

年 月 日付け（文書番号）で指示ありました下記の林地開発行為の手直し工事
について、完了したので届け出ます。

記

- 1 開発行為に係る森林の所在場所
- 2 開発行為の目的
- 3 手直し工事完了年月日
- 4 工事施工者住所・氏名

様

福島県知事 印

完了確認調査結果通知書

年 月 日付け 第 号で許可しました、下記林地開発行為について、完了を確認しましたので通知します。

記

開発行為に係る森林の所在場所	市 町 大字 字 地番 郡 村
開発行為に係る森林の土地の面積	ヘクタール
開 発 行 為 の 目 的	
完 了 区 分	全体完了 部分完了（ ） 分割完了（ 工区） 手直し完了
確 認 調 査 年 月 日	
完 了 後 の 留 意 事 項	1 残置及び造成森林の維持管理協定書等を遵守すること。 2 新たに森林の伐採、並びに土地の形質の変更をする場合は、「伐採及び伐採後の造林届出」、「林地開発許可申請」等の法で定められた手続きを行うこと。

（事務担当 農林事務所森林林業部森林土木課 電話 ）

（注意）完了後の留意事項については、案件毎に適宜加除して通知する。

農 林 水 産 部 長 様

農 林 事 務 所 長

完了確認調査結果報告書

下記の林地開発行為について、下記のとおり確認したので報告します。
記

開 発 許 可 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 付 け 福 島 県 指 令 第 号 (最 終 変 更 年 月 日 付 け 福 島 県 指 令 第 号)
開 発 行 為 申 請 者 ・ 住 所 ・ 氏 名	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	市 町 大字 字 地 番 郡 村
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	ヘクタール
開 発 行 為 の 目 的	
完 了 届 年 月 日	年 月 日
確 認 調 査 年 月 日	年 月 日
完 了 区 分	全体完了 部分完了 () 分割完了 (工区) 手直し完了
完 了 調 査 の 結 果	別紙調書のとおり
備 考	

林地開発行為施行状況報告整理表

農林事務所

開発行為の 場 所	申 請 者 住 所・氏 名	開発行為の 目 的	開発行為 に係る 森林面積	許可年月日 着工年月日 完了予定年月日	工 事 進 捗 率 (%)				施行状況及び所見
					防災工事	本 工 事	附帯工事	全体工事(平均)	

(注) 「工事進捗率」の欄は、上段に前年度、下段に本年度の二段書きとすること。

様式第21号（要領第18号）

林地開発許可管理簿

整理番号	申請年月日	副申年月日	許可年月日	申請者 住所 氏名	開発行為に係る森林 の所在場所	開発行為の 目的	事業対象面積	完了予定年月日	備考
	公所受理年月日 番	本庁受理年月日 番	番号				開発行為をしようとする森林面積	全体完了確認年月日	
							開発行為に係る森林面積	調査者	

様式第22号（要領第18関係）

林地開発計画変更（許可・届出）整理簿

申請受理番号	申請年月日	副申年月日	許可年月日	申請者 住所氏名	開発行為に係る森林 の所在場所	開発行為の 目的	面積				主な変更の内容	
	公所受理年月日	本庁受理年月日	番号					事業対象	開発行為をしようとする森林	開発行為に係る森林		
							前回					
							今回					
							増減					
							前回					
							今回					
							増減					
							前回					
							今回					
							増減					
							前回					
							今回					
							増減					
							前回					
							今回					
							増減					
							前回					
							今回					
							増減					

様式第23号（要領第18関係）

林地開発行為一時中止（再開・廃止）届整理簿

届出 番号	届出年月日	副申年月日	申請 者 住所 氏名	開発行為に係る森林 の所在場所	開発行為の 目的	事業対象面積		廃止・一時中止 年月日	再開届出年月日	一時中止予定期間	備考
	公所受理年月日号	本庁受理年月日号				開発行為をしようとする森林面積	開発行為に係る森林面積				
										～	
										～	
										～	
										～	
										～	
										～	
										～	
										～	
										～	
										～	

別記（１）（要領第２関係）

事 務 分 掌 表

事 務 内 容	本 庁	公 所
1 林地開発（変更）許可申請の受理	—	○
2 林地開発（変更）許可申請の審査	○ (10ha以上)	○
3 林地開発（変更）許可	○ (10ha以上)	○
4 各種届出の受理・審査・指導	—	○
5 履行状況の調査指導	○	○
6 完了確認の調査	—	○
7 連絡調整の協議	—	○
8 監督処分に係る措置命令	—	○
9 林地開発許可処分の取消処分	○ (10ha以上)	○
10 森林保全部会の事務	○	—
11 専門調査の事務	○	—

注）２，３及び９に関する事務は１０ヘクタール以上の表示にかかわらず、当初許可又は回答を行った決裁権者が行う。

別記(2) (要領第4関係)

申請書類一覧表

書類名	求める根拠	添付書類等
林地開発許可申請書 (要綱様式第1号)	省令第4条 様式告示	
位置図 (1/50,000以上)	省令第4条第1号 細則第2条第1項で縮尺を規定	
区域図 (1/5,000以上)	省令第4条第1号 細則第2条第2項で縮尺を規定	
開発行為に関する計画書	省令第4条第2号	
計画説明書 (様式2)	細則第2条第3項第1号、第2号、第12号の内容を備え、開発行為に関する計画書の総括的様式	筆数が多い場合は、開発事業区域内土地明細表及び付属表Ⅰ、Ⅱ
	細則第2条第3項第13号	防災施設の維持管理方法 開発完了後の維持管理方法
開発事業区域内土地明細表 (参考様式2-1)	細則第2条第3項第2号	
付属表Ⅰ (森林) (参考様式2-1-1)	細則第2条第3項第2号	
付属表Ⅱ (森林以外) (参考様式2-1-2)	細則第2条第3項第2号	
残置森林等保全管理計画概要書 (参考様式3)	細則第2条第3項第9号の内容を備えた様式	地方自治体との間で「残置又は造成する森林(緑地)の維持管理に関する協定」が締結されている場合にはその写
残置又は造成する森林(緑地)の維持管理に関する協定書 (参考様式3-1)	細則第2条第3項第9号の内容を備えた様式	
一時利用計画概要書 (参考様式4)	細則第2条第3項第10号の内容を備えた様式	必要に応じ、利用計画及び回復計画の図面(平面図、断面、構造図)
現況図	細則第2条第3項第3号	

書類名	求める根拠	添付書類等	
開発行為に関する計画書（つづき）	流域現況図	細則第2条第3項第4号 要綱第3条第6号	必要に応じ、河川管理者との協議経過書及びネックポイント各断面
	水害防止施設の必要性検討表 （参考様式6）	細則第2条第3項第14号	
	水利用実態整理表 （参考様式7）	細則第2条第3項第14号	
	利用計画図	細則第2条第3項第5号	
	法面の断面図並びに切土・盛土・捨土の工法及び土量	細則第2条第3項第6号	
	防災施設等の設計図	細則第2条第3項第7号	防災等施設の構造図 （平面、断面、正面図等）
	設計根拠資料 （必要に応じ次の内容を満たす書類） ①構造決定に係る計算基礎 ②安定計算基礎資料 ③流量の計算基礎 ④その他、設計上の根拠となる資料（仮設の施設を設置する場合は、その内容も記載）	細則第2条第3項第7号	
	建築物等の概要図	細則第2条第3項第8号	
	開発行為の施行工程（仮設の施設を設置する場合は、その内容も記載）	細則第2条第3項第11号	
	開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていることを証する書類	省令第4条第3号	
開発行為同意書 （参考様式8）	要綱第3条第1号	土地登記事項証明書 公図写、印鑑登録証明書	
開発事業区域のうち、開発行為に係る森林以外の土地に関して当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていることを証する書類	要綱第3条第1号		
開発行為同意書 （参考様式8）	要綱第3条第1号	土地登記事項証明書 公図写	

書類名	求める根拠	添付書類等
開発行為に係るのある公共施設の管理者の同意を得ていること又は協議を了していることを証する書類	要綱第3条第2号	
公共施設管理者の同意書 (参考様式9)	要綱第3条第2号-ア	開発区域内の公共施設管理者の同意
用排水施設管理者の同意書 (参考様式10)	要綱第3条第2号-イ	開発事業区域内及び一次放流先までの用排水施設管理者の同意
公共施設管理予定者との協議書 (参考様式11)	要綱第3条第2号-ウ	開発行為により設置され、完了後移管される予定の公共施設がある場合の管理予定者との協議内容
開発しようとする森林の周辺区域において生活及び産業活動に影響を受ける者の同意を得ていることを証する書類	要綱第3条第3号	
水利権者の同意書 (参考様式12)	要綱第3条第3号-ア	開発事業区域内及び一次放流先までの水利権者の同意
環境保全に関する協定書 (参考様式13)	要綱第3条第3号-イ	地方自治体との間で協定が締結されているときに写しを添付
登記事項証明書等	省令第4条第4号	
(法人の場合) 当該法人の登記事項証明書	省令第4条第4号 細則第2条第4項	
(法人でない団体の場合) 代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織運営に関する定めを記載した書類	省令第4条第4号	
(個人の場合) 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類	省令第4条第4号 細則第2条第4項	

書類名	求める根拠	添付書類等
他の行政庁等の許認可等を必要とする場合の書類		
他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分がなされているか又は当該申請に係る申請の状況が確認できる書類	省令第4条第5号 細則第2条第5項	申請中(前)の場合は、許認可等の種類、申請先行政庁及び申請(予定)日を記載した書類 処分があった場合は、証明書又は許認可等の写
環境影響評価法又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続きの対象となる場合には、その手続き状況が確認できる書類	様式告示 細則第2条第5項	
開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類	省令第4条第6号 細則第2条第6項	
資金計画書 (参考様式5)	細則第2条第6項第1号	開発行為に関する計画書に記載する場合は、当該計画書の提出をもって代えることができる
資金の調達について証する書類	細則第2条第6項第2～3号の内容を備えた様式	資金計画の内容を裏付ける資料(概算設計見積書、預金残高証明書、融資証明書、貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料等)
信用があることを証明する書類	細則第2条第6項第4～9号	法人の場合は、納税証明書、事業経歴書、法人の登記事項証明書、定款 個人の場合は、住民票等(共通資料) 森林法第10条の3第1項の規定による開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを誓約する書類
防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類	細則第2条第7項	
林地開発許可申請書の「開発行為の施行体制」に記載した施行者のうち防災措置の設置に関わる者に関する書類	細則第2条第7項	建設業法許可書、事業経歴書、預金残高証明書、納税証明書、事業実施体制を示す書類(職員数、主な役員、技術者名等)、開発行為に係る施工実績を示す書類(監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む)

(要綱様式第1号)

林地開発許可申請書

年 月 日

福島県知事

住 所

申請者氏名

(法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

電話番号

()

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の 所在場所	市 町 大字 字 地番 郡 村
開発行為に係る森林の 土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
開発行為の施行体制	
備 考	

(注意事項)

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

(様式2)

計 画 説 明 書

設 計 者	住 所 氏 名	申 請 者	住 所 氏 名				
開発対象区域の場所							
計 画 の 方 針	目的及び施設の名称						
	基本方針						
開 発 対 象 区 域 の 現 況	地 類 区 分	山 林	農 地	宅 地	官有地	その他	計
	面 積(ha)						
	比 率(%)						100%
	地 況 ・ 林 況						
土 地 の 利 用 計 画	地類別区分 用途区分	山 林			計 A+B=C	その他 (農地・宅地等) (D)	合 計 (C)+(D)
		開発行為 の面積 (A)	残 置 す る				
	面積(B)		比率(%)				
開 発 事 業 の 計 画	主要施設及び工種						
防災施設の維持管理 方法、開発完了後の 維持管理方法							
その他参考事項							

(参考様式2-1-1)

付 属 表 I (森 林)

土 地 明 細 表 番 号	1 5 年 生 以 下 の 森 林 (㎡)			1 5 年 生 を 超 え る 森 林 (㎡)			森 林 面 積 計 (㎡)	造 成 森 林 面 積 (㎡)	造 成 緑 地 面 積 (㎡)	林 況			備 考
	開 発 面 積	残 置 面 積	小 計	開 発 面 積	残 置 面 積	小 計				人 天 別	樹 種	林 齢	

- (注) 1 「開発事業区域内土地明細表」のうち現況森林部分についてのみまとめること。
 2 15年生以下、15年生を超える森林区分は、開発目的が「別荘地、スキー場、ゴルフ場、宿泊施設・レジャー施設・太陽発電設備の設置」の場合のみ行うものとし、他は15年生以下の欄に記入すること。
 3 各面積は、1枚毎に小計を出し最後に合計を記入すること。
 4 備考欄には、林業投資状況等を記入すること。

(参考様式3)

残置森林等保全管理計画概要書

1 残置又は造成する森林、緑地の場所及び面積					
区 分	森 林		緑 地		面 積 計
	市町村・大字・字・番地	面 積	市町村・大字・字・番地	面 積	
残置する		(ha)		(ha)	(ha)
造成する		(ha)		(ha)	(ha)
面 積 計	_____	(ha)	_____	(ha)	(ha)
2 権利の取得状況					
3 造成計画					
4 保全管理計画					

- (注) 1 「権利の取得状況」欄は、残置又は造成する森林（緑地）に関する具体的権利名を記載してください。なお、既に権利を取得している場合にはそれを証する書類を添付してください。また、権利を取得していない場合は権利取得の見通し等について記載してください。
- 2 「造成計画」欄には植栽樹種、本数、張芝等具体的な施行計画の概要について記載してください。
- 3 「保全管理計画」欄には、森林及び緑地の維持管理を図るための措置を記載してください。また、施工後2年間は緑化状況を確認することとし、その具体的方法について記載してください。なお、既に「地方公共団体等」と協定を締結している場合にはその写しを添付してください。

(参考様式 3 - 1)

残置又は造成する森林（緑地）の 維持管理に関する協定書	
（ 地区）で行う森林法に基づく開発行爲により、残置又は、造成する森林（緑地）の維持管理について、下記のとおり協定いたします。	
協定年月日 年 月 日	
住所 開発行為者 (甲) 氏名	
住所 市町村長 (乙) 氏名	
記	
区域の場所及び事業名称	
共 通 的 事 項	
森 林	
緑 地	

(注) 残置又は造成する森林（緑地）の永続的な維持管理のために必要となる次に掲げる事項を協定してください。

- 1 管理責任
- 2 当該森林（緑地）についての権利及びその譲渡、承継等にあたって維持管理に支障を生じさせないための措置
- 3 森林（緑地）機能の維持増進を図るための措置
- 4 立木の伐採及び植栽、保育等の施業の取扱い
- 5 その他必要な事項

(参考様式4)

一時利用計画概要書

1 利用場所	2 利用目的
3 利用面積（開発行為に係る）	
4 利用期間	
5 利用計画の概要	
6 利用後の原状回復方法	

- (注) 1 「利用面積」欄には、「一時利用の全体面積」と「森林に係る部分の面積」を併記してください。
- 2 「利用期間」欄には、「一時利用の予定期間」と「一時利用後の原状回復等のための予定期間」を併記してください。
- 3 「利用計画の概要」欄は、「開発行為の内容」と「利用方法」に分けて、土取、捨土、設置する施設等具体的な計画内容の概要を記載してください。
- 4 「利用後の現状回復方法」欄は、施設の撤去、跡地の埋め戻し、法面の保護、植樹等具体的な方法の概要を記載してください。
- 5 必要に応じ一時利用計画及び原状回復計画の図面（平面、断面、構造図等）を添付してください。

(参考様式5)

資 金 計 画 書

下記のとおり相違ありません。

年 月 日

住 所
申請者
氏 名

概 要	設 立 年 月 日		資 本 金	千 円
	法 令 に よ る 登 録 等			
	従 業 員 数	人 (うち土木建築関係技術者 人)		
	前 年 度 事 業 量	千 円		千 円
	主たる取引金融機関			
今 事 収 回 業 入 申 収 の 請 支 部 事 計 業 算 支 経 書 出 費 の 部	1 自 己 資 金	千 円	3 そ の 他	
	2 融 資 金 額			
	1 用 地 費	千 円	5 そ の 他	
	2 土 木 費			
	3 防 災 費			
	4 附 帯 費			

(参考様式6)

水害防止施設の必要性検討表

													開発箇所名		沢、河川等名					
区分	開発による流量の増加量											施設ネックポイントの流化能力				水害防止施設 流下断面改修の 必要性検討	施設 管理者名	備考		
地点 No.	流域 面積	流出係数別面積					平均 流出 係数	到達時間			施設の対 応雨量強 度 N	1/Nの ピーク 流量	開発による流 量の増加量% (1%?)	施設の 粗率係 数 径 深	勾 配	流速 B ----- 断面積C	対応する施設の 流下可能量 B × C = D	D ≥ A 不要 D < A 要		(1%の 流量増解消点)
		0.	0.	0.	0.			流入	流出	計										
		開発前																		
		開発後										A								
		開発前																		
		開発後										A								
		開発前																		
		開発後										A								
		開発前																		
		開発後										A								
		開発前																		
		開発後										A								

- 注) 1 調査は、1%の流量増が解消される地点まで実施してください。
 2 上記表の算出根拠資料を添付してください。

(参考様式7)

水 利 用 実 態 整 理 表

水 の 確 保				
水源等の種類	水源等の所在及び管理者	利用実態	水の確保対策	貯水池、導水路改良等がある場合の施設の概要
(一次放流先における水利用者との協議状況)				

水 質 悪 化 の 防 止	
対策の必要性有無	有る場合の対策等
	水質悪化防止措置

(参考様式8)

開 発 行 為 同 意 書

年 月 日

様

貴殿が(地区)で森林法に基づき、 を目的とする開発行為を行うことについて異議なく、その施行について同意します。							
土地の権利関係者							
所在及び番地	地 目	地 積	権 利 の 種 別	同 意 年 月 日	同意者の住所氏名	印	共有関係

※ 開発行為に係る森林の場合は、印鑑登録証明書を添付してください。

(注)「権利の種別」欄には所有権、地上権、抵当権、賃貸借権等の種別を記入すること。

(参考様式9)

公共施設管理者の同意書

年 月 日

様

住 所
公共施設管理者
氏 名

貴殿が（ 地区）で森林法に基づく開発行為を行うことについて、開発区域予定地内に
存する下記公共施設については、当該開発行為の設計に従い措置されることに同意します。

記

公 共 施 設 名	所 在	措 置 条 件

(参考様式10)

用排水施設管理者の同意書

年 月 日

様

住 所
施設管理者
氏 名

貴殿が（ 地区）で森林法に基づき、 を目的とする開発行為を行うことによる用排水については、下記措置条件に従い用排水することに同意します。

記

施 設 名	所 在	措 置 条 件

(参考様式11)

公共施設管理予定者との協議書

年 月 日

福島県知事

申請者 住所
氏名

(地区)で行う森林法に基づく開発行為に関する工事により設置される公共施設等について、当該公共施設管理予定者と下記のとおり協議しました。

記

1 協議一覧表

協議事項	概要			公共施設管理予定者 (協議の相手方)
	幅員寸法	延長	面積	
道路施設				
河川、水路施設				
水道施設				
農業用排水施設				
ため池				

(参考様式12)

水利権者の同意書

年 月 日

様

水利権者 住所
氏名

水利権者 住所
氏名

水利権者 住所
氏名

貴殿が（ 地区で）森林法に基づき、 を目的とする開発行為を行うことによる水利については、下記の措置条件により同意します。

記

施設名	所 在	措 置 条 件

(参考様式13)

環境保全に関する協定書

森林法に基づく開発行為の施行地区並びにその周辺地区の環境を保全するための措置について、下記のとおり協定する。

協定年月日 年 月 日

住所
開発行為者
(甲) 氏名

住所
市町村長
(乙) 氏名

開発区域の場所	
開発行為の目的、名称	
協定事項	協定内容

別記(3)(要領第4第2項関係)

林地開発許可申請の受理における留意事項

許可申請の処理に際しては、申請者の不利益及び行政の停滞を排除し、迅速かつ合理的な事務処理に寄与するため、申請に先立ち申請書の形式、内容及び添付書類の適否等について適切に助言、指導を行うものとする。

なお、原則としてこの事前の指導により次に掲げる事項について整備されることが確実となった後に、正式に申請書類を受理するものとする。

1 申請書類について

- (1) 申請書の様式が所定の様式(要綱様式第1号)により1通提出されていること。
(省令第4条、要綱第13条)
- (2) 位置図、区域図及び開発行為に関する計画書が整備されていること。
(別記(2)「申請書類一覧表」参照。)
- (3) 原則として、開発行為をしようとする森林及びその他の開発事業区域(農地、宅地等)について、当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者全員の同意を得ていること。
- (4) 原則として、要綱第3条に規定する、同意書及び協議書等が整備されていること。
- (5) 申請者が法人である場合(独立行政法人等登記令第1条に規定する独立行政法人等を除く。)には、当該法人の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)、法人でない団体である場合には、代表者の氏名並びに規約その他の当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類が添付されていること。(省令第4条第4号)

2 事業計画について

- (1) 法第10条の2第2項第1号に規定する災害の防止対策に係る計画図書が整備されていること。
 - ア 施工中及び完成後の防災計画が講じられていること。
 - イ 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること。
 - ウ 造成後に生じる法面については、その勾配が地質、土質、高さからみて崩壊のおそれがないものであり、かつ、必要に応じて小段及び排水施設の設置その他の措置並びに法面保護の措置が適切に講じられていること。
 - エ 法面の勾配がウによることが困難であるか若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他法面崩壊防止の措置が適切に講じられていること。
 - オ 開発行為に伴い相当量の土砂が流出し、下流地域に災害が発生することのないよう十分な容量及び構造を有するえん堤又は沈砂池等の措置が適切に講じられていること。
 - カ 雨水等を排水するための能力及び構造を有する排水施設が設けられていること。
 - キ 下流河川等の流下能力を超える水量が排水される場合には、流量増対策として洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講じられていること。
 - ク 飛砂、落石、なだれ等の災害の発生するおそれがある場合には、防止柵の設置等の措置が講じられていること。
 - ケ 仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、設計は本設のものに準じて行われていること。

- コ 開発行為の完了後においても、整備した防災施設等が十分に機能を発揮できるよう、土砂撤去や巡視等の完了後の維持管理方法が明らかであること。
 - (2) 法第10条の2第2項第1号の2に規定する水害の防止対策に係る計画図書が整備されていること。
 - ア 開発行為に伴い、開発中、開発後において増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより、水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講じられていること。
 - イ ピーク流量を安全に流下させることができない地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ていること。
 - (3) 法第10条の2第2項第2号に規定する水の確保に支障がない計画図書が整備されていること。
 - ア 飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林が存在しないこと。
 - イ やむを得ずアの森林を開発行為の対象とする場合で、周辺の水利用の実態等からみて必要な水量を確保する必要がある場合には、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講じられていること。導水路を設置する場合等には、取水する水源の管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。
 - ウ 周辺の水利用の実態等からみて水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置その他の措置が適切に講じられていること。
 - エ 開発事業区域内及び一次放流先までの水利権者の同意が得られていることを原則とし、同意が得られない者がある場合、当該水利権者の水の確保に著しい支障がないことが明らかであること。
 - (4) 法第10条の2第2項第3号に規定する環境の保全上支障がない計画図書が整備されていること。
 - ア 開発行為の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ、相当面積の残置し、若しくは造成する森林又は緑地(以下「残置森林等」という。)の配置が適切に行われること。
 - イ 周辺地域への配慮から、残置森林等の配置及び残置又は造成幅の確保等の措置が講じられていること。
 - ウ 開発行為の目的、態様、周辺における土地利用の実態等からみて、景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないような措置がなされていること。
 - (5) 開発計画が大規模であり、長期にわたるものの一部についての申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。
 - (6) 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における現状回復等の事後措置の計画が明らかであること。
 - (7) 開発行為の実施工程が周辺地域に災害を及ぼすおそれのないよう、防災施設を先行実施するものであること、かつ、資金計画との整合性が図られていること。
- 3 その他の事項
- ア 林業政策上、当該開発行為による支障が生じない計画図書が整備されていること。
 - イ 他の法令等による許認可等を必要とする事業の場合、当該許認可がなされているか又は手続きがなされていること。
 - ウ 他の要綱、要領により事前に協議、届出等が義務付けられているものについては、それを了していること。
 - エ 開発行為によって周辺地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないよう配慮されていること。
 - オ 周辺地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないよう配慮されていること。
 - カ 残置森林等について、将来にわたる維持管理及び管理主体が明らかであること。

確認調査の方法

1 趣旨

完了確認調査方法に関する基本的事項を定めることにより、統一的な完了確認調査を確保し、効率的かつ的確な調査の実施を図るものとする。

2 確認調査の基本的事項

- (1) 許可を受けた申請書及び添付書類の記載内容のとおり、開発行為が完了されているか確認する。
- (2) 開発目的、面積、防災施設、土地利用状況を重点として、量的確認及び質的確認を行う。
- (3) 他法令と同時処分した箇所については、完了確認調査を手分けして行う等効率的に実施できるよう配慮する。

3 確認調査の方法

確認調査は、別紙「林地開発許可完了確認調査表Ⅰ、Ⅱ」に基づき書類審査、現地調査の順序で行う。

4 確認調査の留意事項

- (1) 事務手続上、計画変更等の手続きが適切に履行されているか確認する。
- (2) 確認調査の時期は、各種造成が行われ緑化工の施工が完了してから行う。
- (3) 量的確認については次による。
 - ア 防災施設については形状寸法を確認する。
 - イ 実施箇所数の多い工種については抽出して確認する。なお、申請者の施工管理写真等を最大限利用するなど効率的に行う。
- (4) 質的確認については次による。
 - ア 防災施設等の品質が基準を満たしているか確認する。
 - イ 量的確認と同様に工種毎に抽出して確認する。なお、申請者の施工管理データを最大限利用するなど効率的に行う。
- (5) 緑化工の確認については次による。
 - ア 緑化工の施工から1年経過後の活着状況等について、成績判定表等により確認する。
 - イ 緑化工の施工から2年経過後の活着状況等について、アの確認結果と比較し、生育状況に問題がないか総合的に判断する。

5 その他

林地開発行為完了確認調査実施通知書(要領様式第14号)により、調査の実施等について通知するにあたっては、抽出調査により確認調査を行う箇所を連絡し調査杭等の設置を依頼するなど、効率的な確認調査の実施に配慮する。

林地開発許可完了確認調査表 I

工種等	確認の要点	確認方法例	確認内容 <small>(実際行った確認内容、抽出検査箇所とその数字等を記入する。 左記と同様であれば、左記に同じ記入する。)</small>	確認結果	
				適否	摘要
1.申請書類	ア. 申請書どおり完了しているかどうか。 イ. 事務手続き上の不備はないか。	ア. 申請書の土地利用計画と完成後の土地利用計画を対比する。 イ. 変更処理すべき内容がないか、書類、現地により調査する。		適否	
2.現地調査					
暗渠工	量的確認 ア. 防災計画図どおり配置されているか。 イ. 計画どおりの径で施工されているか。	ア. 防災計画図、施工管理写真、資材帳簿等で確認する。 イ. 施工管理写真で確認する。		適否	
	質的確認 ア. 計画どおりの品質で実施されているか。	ア. 資材の受払い簿等により確認する。			
土工	量的確認 ア. 残土処理が適切になされているか。 イ. 切土の施工は計画どおりか。 法勾配 小段の配置 法面排水 法面緑化 ウ. 盛土の施工は計画どおりか。 法勾配 小段の配置 法面排水 法面緑化 エ. 法枠は計画どおり施工されているか。	ア. 残土処理箇所を確認する。 イ. 抽出して調査する。 ウ. 抽出して調査する。 エ. 防災計画図により抽出調査する。		適否	
	質的確認 ア. 法勾配にあった土質であるか。 イ. 法枠は計画された品質のものであるか ウ. 盛土の基礎地盤は強固であるか。	ア. 土質の試験資料により確認する。 イ. 計画書、計画図、資材の受払い簿で確認する。 ウ. 抽出調査する。		適否	
	量的確認 ア. 設置箇所は計画どおりであるか。 イ. 高さ、延長が計画どおりであるか。	ア. 防災計画図、擁壁一覧表により、確認する。 イ. 擁壁一覧表、現地を照合し、施工管理データを参考にして確認する。		適否	
擁壁	質的確認 ア. 計画どおりの品質で実施されているか。	ア. 擁壁一覧表の種類別に品質管理データで確認する。		適否	
	量的確認 ア. 計画どおり配置されているか確認する。 イ. 計画どおりの断面及び勾配で施工されているか。 ウ. 流末処理が適切に実施されているか。	ア. 排水系統図、施工管理書類と照合して確認する。 イ. 施工管理写真で確認する。 ウ. 施工管理写真で確認する。		適否	
排水路等	質的確認 ア. 計画どおりの品質のもので施工されているか。	ア. 資材の受払い簿等により確認する。		適否	

注) 確認結果の摘要欄には、確認結果で否となった場合の内容等を記入し、工種などのうち確認調査すべきものがなければこの欄に「該当なし」と記入する。

林地開発許可完了確認調査表 II

工種等	確認の要点		確認方法例	確認内容		
				確認結果		
				(実際行った確認内容、抽出検査箇所とその数字等を記入する。 左記と同様であれば、左記に同と記入する。)	適否	摘要
洪水調節池等	量的確認	ア. 計画どおりの容量があるのか。 イ. ダムの法勾配、天端幅等の構造。 ウ. 余水吐け断面が計画どおりか。 エ. 放水経路が計画どおりか。 オ. その他 うなぎ止め、スクリーン等	ア. オリフィスの径は正しいか実測する。堤高、オリフィス数高、池底、余水吐け底高等について検測する。 イ. 現地で実測して確認する。 ウ. 現地で実測して確認する。 エ. 施工管理書類、流出口等により確認する。 オ. 適宜調査する。		適否	
	質的確認	ア. ダム体の品質が適切であるか。 イ. ダム等の基礎地盤が強固であるか。 ウ. 地盤改良の状況。	ア. 各種品質検査書、施工管理書類により確認する。 イ. 施工管理写真等で確認する。 ウ. 施工管理写真等で確認する。		適否	
柵工等		ア. 計画どおり施工されているか。 イ. 必要な延長で施工されているか。	ア. 防災計画図、現地の設置位置等により確認する。 イ. 現地を抽出調査して確認する。		適否	
残置森林等		ア. 計画どおり実施されているか。	ア. 計画書及び現地の抽出検査により確認する。		適否	
植栽工等 (造成森林)		ア. 計画どおりの位置、樹種、本数、苗長であるか イ. 活着状況。	ア. 現地を抽出調査して確認する。 イ. 現地を抽出調査して確認する。		適否	
緑化工等 (造成緑地)		ア. 計画どおりの位置、面積であるか イ. 活着状況。	ア. 現地を抽出調査して確認する。 イ. 現地を抽出調査して確認する。		適否	
その他					適否	

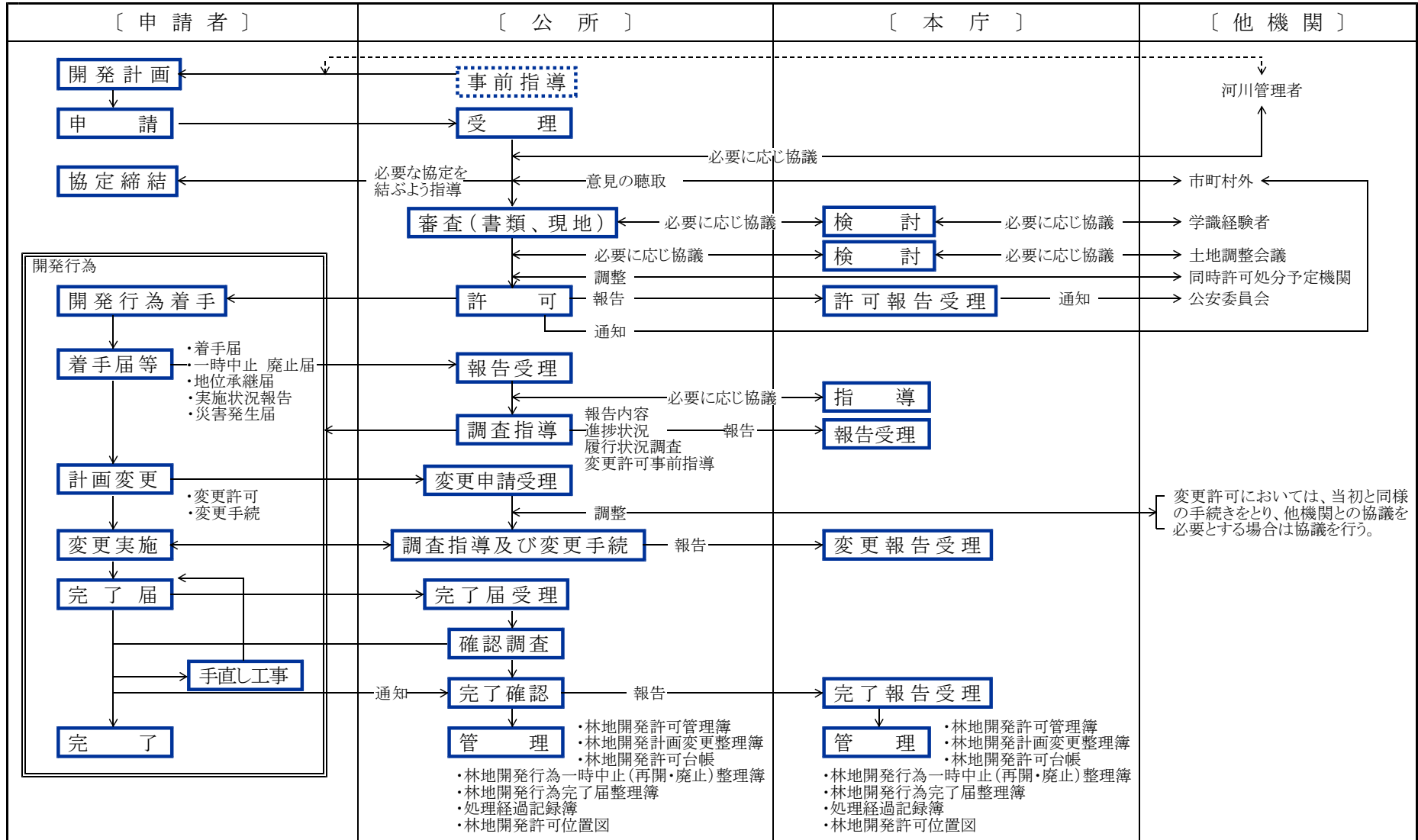
抽出率と適否判定基準等

区分	申請書類	暗渠工	土工	防災ダム	擁壁	排水路等
抽出率	必ず確認する。	全施工延長の5%以上または3箇所以上確認する。	10ha以上 5箇所以上 0.5~10ha 3箇所以上	全箇所	全施工箇所の10%以上	全施工延長の5%以上または3箇所以上
適否判定基準	申請内容と相違がない	計画断面以上	法長 法勾配 +60分	基準高 容量 ±30mm 計画容量以上	基準高 延長 ±30mm 計画延長以内	計画断面以上

区分	洪水調節池等	柵工等	残置森林等(森林幅)	植栽工	緑化工	その他
抽出率	全箇所	全箇所数の10%以上	周辺部 3箇所以上 その他 2箇所以上	3箇所以上	3箇所以上	任意の箇所
適否判定基準	土えん提 (単位:mm) 基準高、幅 +150、-0 コンクリートえん提 基準高 ±30 容量 計画容量以上	施工延長 計画延長以上	全体率 残置森林 造成森林 周辺部 森林幅 計画率以上 計画区域どおり 計画面積以上 計画幅以上	活着率 調査箇所で80%以上 ヘクタール当り本数 計画以上	原則として、 道路土工 切土法面斜面安定工指針 による	任意の基準

別表-1 10ha未満 公所許可

事務行程表



別表-2 10ha以上 本庁許可

事務行程表

